

君津広域水道企業団制限付き一般競争入札実施要領を次のように定める。

平成21年1月16日

君津広域水道企業団企業長 水 越 勇 雄

君津広域水道企業団制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、君津広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事に適用する制限付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主務課長等 工事の施行に関する事務を所掌する君津広域水道企業団組織規程(昭和55年君津広域水道企業団管理規程第6号。以下「組織規程」という。)第2条に規定する本局の課及び出先機関の長をいう。

(2) 主管課長等 工事の契約に関する事務を所掌する組織規程第2条に規定する本局の課及び出先機関の長をいう。

(対象工事及び審査方式)

第3条 この要領に基づく一般競争入札の対象工事は、設計金額が1億円以上のすべての工事とする。ただし、事故又は災害等により緊急を要する工事、特殊な工事その他企業長が特に認める工事については、この限りでない。

2 前項の一般競争入札における入札参加資格の審査方式は、入札執行後に行う方式(以下「事後審査型」という。)とする。

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、君津広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、建設業法(昭和27年法律第100号)に定める特定建設業許可を受け、君津広域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、当該工事の公告日から当該工事の入札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 前項に定める者のほか、工事の種類又は性質により、次の各号に定める資格要件を設定した場合は、当該資格を有する者でなければならない。

(1) 当該工事の工種に係る総合点数が一定値以上である者

(2) 資格者名簿における登録工種の等級の格付が一定ランク以上である者

(3) 当該工事の工種に係る経営事項審査での年間平均完成工事高が一定金額以上である者

- (4) 千葉県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者
 - (5) 当該工事に技術者を専任で配置できる者
 - (6) 原則として、過去10年間に当該工事と同種工事の施工実績がある者
 - (7) ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証を取得している者
 - (8) その他必要と認める事項
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りにした者、会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者は、入札に参加できないものとする。

(入札参加資格審査委員会)

第5条 企業長は、一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ君津広域水道企業団入札参加資格審査委員会(以下「資格委員会」という。)に次の事項を諮り、意見を聞くものとする。

- (1) 入札参加資格要件の設定
 - (2) 落札候補者の入札参加資格の有無の確認
 - (3) その他必要と認める事項
- 2 資格委員会の組織及び運営方法は、別に定める資格委員会設置要綱によるものとする。
- (入札参加資格要件の設定)

第6条 当該工事の入札参加資格要件は、資格委員会の意見を聞いて、企業長が決定するものとする。

- 2 主務課長等は、前項の資格要件を設定しようとする場合は、別記第1号様式により入札参加資格要件等設定資料を作成し、資格委員会に提出しなければならない。
- (入札の公告)

第7条 主管課長等は、入札参加資格要件が決定したときは、自治令第167条の6及び君津広域水道企業団財務規程(昭和56年君津広域水道企業団管理規程第3号)第101条に定めるところにより、当該入札に必要な事項を公告するものとする。

- 2 公告の方法は、別記第2号様式により企業団の本局及び出先機関の掲示場等に掲示して行うほか、公衆の見やすい方法で行うものとする。
- 3 掲示期間は、原則として公告日から10日間とする。

(入札参加の申請)

第8条 当該工事の入札に参加を希望する者は、別記第3号様式による入札参加申請書に必要な事項を記載し、所定の場所に正副2部を申請期限日までに持参により提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受理したときは、受付印を押印の上、1部を申請者に返却するものとする。
- 3 入札参加申請者には、申請時に入札参加に必要な書類(入札書・誓約書・委任状・入札金額積算内訳書の各様式、入札の心得及び当該入札公告の写し)を配付するものとする。

る。

- 4 入札参加申請の受付を終了したときは、別記第4号様式により入札参加申請者名簿を作成し、申請書を添えて事務局長に報告するとともに、主務課長等に当該名簿及び申請書の写しを送付するものとする。

(説明会)

第9条 前条の入札参加申請に関する説明会及び現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、申請者(申請予定者を含む。)から求めがある場合は、当該工事の内容等に関する説明を個別に行うことができるものとする。

(設計図書等の縦覧及び貸出)

第10条 主管課長等は、公告後速やかに、あらかじめ指定した場所において当該工事に係る契約書案、入札約款、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧を行うものとする。

- 2 前項の設計図書(設計書、図面及び仕様書をいう。)は、入札参加申請者から別記第5号様式による借用書を提出させて、公告に示す方法により貸し出すことができるものとする。

(入札執行及び落札候補者の決定)

第11条 主管課長等は、開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格(最低制限価格を設けない場合は、予定価格の範囲内の価格)をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者として、入札参加資格等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

- 2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者及び次順位以降の者を決定するものとする。上位3位以内にある他の同価格者についても、同様とする。

- 3 開札終了後、落札候補者には、別記第6号様式により候補者決定の通知をするものとし、当該落札候補者は指定された期日までに別記第7号様式により、入札参加資格確認申請書及び資格確認資料(以下「資格確認申請書類」という。)を提出するものとする。

- 4 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第12条 企業長は、落札候補者の入札参加資格の審査を行い、資格確認申請書類の提出日の翌日から3日以内に落札者を決定するものとする。

- 2 主務課長等は、資格確認申請書類に基づき、別記第8号様式による入札参加資格確認書を作成し、資格委員会に提出するものとする。

- 3 企業長は、資格委員会の意見を聞いて資格の有無について確認を行うものとする。

- 4 企業長は、審査の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認した場合は、当該者を落札者と決定し、速やかに別記第9号様式により落札者決定通知を行うものとする。この場合において、当該落札者決定通知は、原則として次条の期間終了後に行うものとする。

- 5 審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで審査を行うものとする。

- 6 前項の場合において、次の事項については、資格委員会において審議のうえ決定する。

(1) 落札候補者及び次順位以降の者に入札参加資格がないこと。

(2) 入札参加資格のある者を確認し、その者を落札者とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対しては、別記第10号様式により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(無資格者への理由説明)

第13条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第7項の通知の日から3日以内に書面をもって主管課長等に説明を求めることができる。

2 主管課長等は、前項の説明を求められたときは、その日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(秘密の保持)

第14条 申請者から提出された資格確認申請書類は、申請者に返還せず、また公表しないものとする。

(入札結果等の公表)

第15条 主管課長等は、落札者の決定後、速やかに別記第11号様式により、次の各号に定める事項を閲覧方式により公表するものとする。

(1) 入札参加申請者

(2) 入札参加資格がないと認められた落札候補者及びその理由

(3) 当該入札に係る開札調書

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 君津広域水道企業団制限付き一般競争入札の試行実施要領(平成9年6月1日制定)は、この要領の制定により廃止する。